(目的)

第1条 この要綱は、林道の所在する地元の総代区(以下「地元総代区」 という。)が自主的に当該林道の環境美化作業を行う場合に、これを支援 することにより、山林の保全と林道利用者の安全な通行の確保を図り、 もって美しい里山を形成することを目的とする。

(環境美化作業)

- 第2条 蒲郡市が支援の対象とする環境美化作業は、おおむね次に掲げる ものとする。
  - (1) 地区内(地元総代区の区域内をいう。以下同じ。) 林道の通行に支障 となる倒木又は枯木の撤去作業及び草刈作業
  - (2) 地区内林道の不法投棄物(家電4品目及びパソコンを含む。)の撤去作業
  - (3) 台風、大雨等による比較的小規模の崩落土砂、倒木等の撤去作業
- 2 前項の環境美化作業により発生する撤去物(前項第2号の不法投棄物 を除く。)は、支障の無い範囲内で現地処理するものとする。
- 3 地元総代区で処理できない比較的大規模な撤去作業が必要となった場合においては、別に定めるところにより蒲郡市に通報するものとする。 (原材料の支給)
- 第3条 地元総代区は、前条第1項の環境美化作業を行うに当たって補修 資材が必要なときは、蒲郡市長に原材料支給申込書(第1号様式)によ り原材料の支給を求めることができる。
- 2 蒲郡市長は、前項の規定による申込みがあったときは、予算の範囲内 で原材料を購入し、環境美化作業を行う地元総代区に優先的に支給する ことができる。

(活動報告)

第4条 地元総代区は、第2条第1項の環境美化作業を実施したときは、 林道環境美化活動実施報告書(第2号様式)により、蒲郡市長に報告す るものとする。

(報償金の支給)

第5条 蒲郡市長は、前条の規定による報告があったときは、予算の範囲 内で地元総代区に報償金を支給するものとする。

(雑則)

- 第6条 この要綱に定めのない事項については、蒲郡市長が別に定める。 附 則
  - この要綱は、平成17年5月2日から施行する。 附 則
  - この要綱は、令和3年3月2日から施行する。